

令和7年度

第12回 農業委員会総会 議事録

市川市農業委員会

第12回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月10日(火) 午後1時30分～午後2時25分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 14人

農業委員

7人	1番	板橋	利行
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
会長	10番	石橋	弘嗣

欠席委員

3人	2番	石井	宏
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫

農地利用最適化推進委員

6人	1番	久保田	章
	2番	富田	憲一
	3番	皆川	佳広
	4番	石井	悦史
	5番	大滝	與鷹
	6番	平田	秀行

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	特定農地貸付けに係る市民農園の変更承認申請について	1件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	3件
議案第5号	農用地利用集積等促進計画案への意見について	1件
議案第6号	市川市農業委員会会議規則の一部改正について	
議案第7号	令和8年度国有財産管理人の推薦について	
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	24件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第3号	農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について	
報告第4号	農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について	1件
報告第5号	地目変更登記に係る回答について	4件
報告第6号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	2件

5. 農業委員会事務局職員

次 長	秀谷 康久
副 主 幹	吹上 裕三
主 査	室岡 稔
主 任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和7年度第12回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、議席9番の委員、議席2番の委員、議席8番の委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中7名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、室岡主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p>

	<p>それでは、議案第1号から議案第7号と、報告第1号から報告第6号を議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、5件でございます。</p> <p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和8年2月24日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は2,115平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の維持を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>議案書の3ページから5ページをお願いいたします。</p> <p>(2)と(3)は関連しておりますので一括してご説明します。申請受付日は、令和8年2月24日でございます。</p> <p>申請地は柏井町2丁目の1筆と大町の2筆で、地目は畑、合計面積は734平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、生前贈与を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。</p> <p>(4)の申請受付日は、令和8年2月24日でございます。</p> <p>申請地は大野町4丁目の4筆で、地目は田、合計面積は2,088平方メートルです。</p>

	<p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。</p> <p>(5)の申請受付日は、令和8年2月25日でございます。</p> <p>申請地は大野町2丁目で、地目は畑、面積は52平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席7番の委員。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>現地調査は、令和8年2月26日に農地調査班第4班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1)の譲受人は、主に梨を栽培する方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は梨畑となっており、取得後は梨を作付けしていくとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)と(3)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>譲受人は、主にトマトやナスなどの露地野菜を栽培する</p>

	<p>方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は露地畑及び梨畑となっており、取得後は引き続きトマト、梨を作付けしていくとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(4)の譲受人は、主に稲を栽培する方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は田んぼとなっており、取得後は稲を作付けしていくとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(5)の譲受人は、主にさつまいもやとうもろこしなどの露地野菜を栽培する方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は休耕地となっており、取得後はさつまいもを作付けしていくとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	第4班から調査報告をしていただきました。
事 務 局	続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
議 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させて

<p>議長</p> <p>各委員</p>	<p>いただきます。</p> <p>(1) の譲受人は、農業経営の維持を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2) と (3) は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>譲受人は、生前贈与による所有権移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は150日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、</p> <p>(4) の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、</p> <p>(5) の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は250日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第1号につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p>
----------------------	---

議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)(3)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)(3)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(2)(3)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(4)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(4)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(5)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(5)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p>
事 務 局 次 長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、議長。</p> <p>はい、事務局次長。</p>
事 務 局 次 長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、3件でございます。</p> <p>議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。</p> <p>(1)から(3)は関連しておりますので、一括してご説明します。</p> <p>申請受付日は、令和8年2月25日でございます。</p> <p>申請地は高谷の5筆で、地目は田及び畑、合計面積は808平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p>

議席 5 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 5 番の委員。
議席 5 番の委員	<p>現地調査は、令和 8 年 2 月 2 6 日に農地調査班第 4 班の委員で行いました。</p> <p>(1) から (3) は関連しておりますので、一括してご説明します。</p> <p>申請地は、市川市立高谷中学校の南側の概ね 1 0 0 メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第 3 種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ 1 0 ヘクタール未満である農地であることから、第 2 種農地と判断します。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、コンクリート板を新設し土砂流出を防止します。</p> <p>敷地内は整地転圧後砂利敷きとし、雨水は自然浸透、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>第 4 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1) から (3) は関連しておりますので、一括してご説</p>

		<p>明します。</p> <p>譲受人は、主に土木工事業を営む法人です。</p> <p>事業拡大により、既存施設である隣接地では車両置場が手狭になってきたことから申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を全額自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和8年3月末に着工し、完了は令和8年6月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第2号につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各	委 員	なし。
議	長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>(1) から (3) は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1) から (3) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各	委 員	異議なし。

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)から(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の変更承認申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の変更承認申請について」、今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案書の13ページから16ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和8年2月25日でございます。</p> <p>本件は、平成18年7月20日および平成14年4月22日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて承認を受けた2か所の市民農園について、同法施行令第4条第1項の規定に基づき、変更承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>変更内容は面積の変更で、変更理由は市民農園拡張のため及び、土地所有者に土地を返還するためでございます。</p> <p>申請地(1)は大野町2丁目で、面積は4,823.94平方メートルから5,312平方メートルへ変更。</p> <p>申請地(2)は東国分1丁目で、面積は3,650平方メートルから3,387平方メートルへ変更となります。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

議席 5 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 5 番の委員。
議席 5 番の委員	<p>現地調査は、令和 8 年 2 月 2 6 日に農地調査班第 4 班の委員と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地（1）は、J R 武蔵野線市川大野駅の南西側、概ね 6 5 0 メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>区画数は 1 3 9 区画を設定し、一区画当たり、2 0 平方メートルから 2 5 平方メートルとなっております。</p> <p>申請地（2）は、市川市立国分小学校の南東側、概ね 2 5 0 メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>区画数は 1 4 9 区画を設定し、一区画当たり、1 0 . 5 平方メートルから 1 6 平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受者による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>第 4 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	それでは、ご説明いたします。

	<p>申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、申請地（１）の貸付期間は３年以内、１平方メートル当たり年額４２０円。</p> <p>申請地（２）の貸付期間は３年以内、１平方メートル当たり年額４２０円で、営利を目的とした作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。</p> <p>また、借受者の募集は、市広報等による一般公募で、選考の方法は、開設者が指定した申し込み方法により申し込みした者の中から利用者を決定。募集区画を超える申し込みがあったときは抽選により利用者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、雑草や病害虫の駆除、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第４号「特定農地貸付けに係る市民農園の変更承認申請について」、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	
各 委 員	
議 長	

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により承認することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	<p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の17ページから19ページをお願いいたします。</p> <p>令和8年1月26日、30日、2月16日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が3件提出されたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席3番の委員。
議席3番の委員	<p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和8年2月25日に第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p>

<p>議 長</p>	<p>(1) の申請地は、東京メトロ東西線原木中山駅の西側に位置した田、1筆で合計面積は、1,024平方メートルです。</p> <p>主に申出人の母が農業に従事していましたが、令和6年3月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間250日です。農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>(2) の申請地は、市川市立宮久保小学校の北側に位置した畑、3筆で、合計面積は2,871平方メートルです。</p> <p>主に申出人の母が農業に従事していましたが、令和5年11月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間300日です。農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>(3) の申請地は、市川市立宮久保小学校の西側に位置した田・畑、4筆で、合計面積は2,241平方メートルです。</p> <p>主に申出人の妻が農業に従事していましたが、令和7年1月に死亡し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間290日です。農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
------------	---

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願 について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございま せんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により証明することと、 決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案への意見 について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	<p>議案第5号「農用地利用集積等促進計画案への意見につ いて」ご説明いたします。 議案書の21ページをお願いいたします。 本件は、令和8年2月24日付けで、市川市長より農用 地利用集積等促進計画案が提出されましたので、農地中間 管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ り、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、 調査は第2班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席4番の委員	はい、議長

議長	はい、議席4番の委員。
議席4番の委員	<p>議案第5号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和8年2月25日に、第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、2件の農用地利用集積等計画案でございます。</p> <p>はじめに1番について、借り手の方は、北国分在住の方です。</p> <p>堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を賃借するものです。</p> <p>申請地は、市川市立中国分小学校の北側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,167平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から5年間です。</p> <p>続きまして2番について、借り手の方は、松戸市在住の方です。</p> <p>堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を賃借するものです。</p> <p>申請地は、市川市立中国分小学校の北側に位置した畑3筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、2,669平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から5年間です。</p> <p>すべての借り手の経営する農地においては、農家台帳で確認したところ、耕作放棄地もなく、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行っていくことが見込まれます。</p> <p>また、農作業を行う必要がある日数についても農作業に従事することが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、意見を求められた農用地利用集積等促進計画案について、「意見なし」と回答することが妥当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>

議長	第2班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第5号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。 次に、議案第6号「市川市農業委員会会議規則の一部改正について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	議案第6号市川市農業委員会会議規則の一部改正について、ご説明いたします。 議案書の23ページをお願いいたします。 お手元の資料、別紙1の市川市農業委員会会議規則の一部を改正する規則をお願いします。 今回の改正では、国の書面掲示規則の見直しを踏まえ「市川市公告式条例」が令和8年4月から改正されるため、第2条において公示方法を変更するものです。 それでは、別紙2の新旧対照表をご覧ください。 左が現行の内容、右が改正後となります。 第2条において、現行では会議の公示については、第1庁舎・行徳支所・大柏出張所等にある掲示板により公示を行っ

	<p>ておりましたが、改正後は、市のウェブサイトを設置した「電子掲示場」に公示すると改めるものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局から規則の改正理由を説明していただきました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。お諮りいたします。議案第6号「市川市農業委員会会議規則の一部改正について」、規則改正することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、全会一致により「規則改正」することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「令和8年度国有財産管理人の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 次 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事 務 局 次 長	<p>議案第7号「令和8年度国有財産管理人の推薦について」、ご説明いたします。議案書の25ページをお願いいたします。千葉県農林水産部から、国有財産管理人に推薦する候補者について、依頼があったものでございます。なお、国有財産管理人の設置人数は1名です。要件としましては、国有財産の見回り及び連絡通報等の</p>

	<p>職責を十分に遂行し得ると認められる者となっております。</p> <p>業務としましては、市内にあります国有農地を定期的に見回っていただくものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、国有財産管理人の指名方法について、ご意見はございますか。</p>
各委員	議長一任。
議長	<p>「議長一任」との声がありました。</p> <p>それでは、私から指名することとして、よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>令和8年度の国有財産管理人は、議席6番の委員にお願いしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議席6番の委員、よろしいでしょうか。</p>
議席6番の委員	承知しました。
議長	<p>よって、議案第7号は、全会一致で議席6番の委員を「令和8年度国有財産管理人」に推薦する候補者に決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>

	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）」、事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において、24件専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の27ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和8年2月2日から2月27日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は 13件、27筆、7,975.30平方メートル、</p> <p>第5条の届出は 11件、25筆、5,391.36平方メートルで、</p> <p>第4条と第5条の合計は24件、52筆、</p> <p>転用面積は13,366.66平方メートルでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては、28ページから32ページまでに記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。
事務局次長	次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局より、報告いたします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	「農地法第18条第6項の規定による通知について」、2

	<p>件、報告いたします。</p> <p>議案書の33ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。</p> <p>(1)の土地の所在は大町、地目は畑、面積は2,115平方メートルであり、令和8年2月19日に合意解約がなされ、令和8年2月24日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>(2)の土地の所在は稲越1丁目、地目は畑、面積は1,014平方メートルであり、令和8年2月17日に合意解約がなされ、令和8年2月24日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」、事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」報告いたします。</p> <p>議案書の35ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地法第52条に基づき、農業委員会が地域における実勢賃借料を調査して、広く情報提供をするものです。</p> <p>この賃借料情報は、全国農業会議所の「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき、過去1年間に、実際に締結された賃貸借契約等の賃借料に関する情報を収集し作成しております。</p> <p>今回は令和7年1月から12月までの賃借料水準10アールあたりの年額について、情報提供をするものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、賃借料情報の項目として、地域区分は設定せず、農地の種類別に田、畑、樹園地に区分し、それぞれの平均額、最高額、最低額を掲載しております。</p> <p>賃借料の平均額を農地の区分ごとに前年と比較いたしますと、田は同額、畑は2,000円値下がりし、樹園地は5,400円値上がりしております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案書の37ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和8年2月25日付けで、申請者から届出があり、土地の所在は大野町2丁目、面積は5,203平方メートルのうち55.89平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>申請地は、農機具の収納施設とするため、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地利用の増進に該当することから届出を受理しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「地目変更登記に係る回答について」、事務局より、報告いたします。</p>

事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>「地目変更登記に係る回答について」、4件、報告いたします。</p> <p>議案書の39ページから42ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和8年1月26日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は高谷の2筆、合計面積は409平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」及び「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は昭和52年2月1日に農地法第4条に基づいて「地類変換」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和8年2月9日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)については、令和8年1月26日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は高谷の8筆、合計面積は3,005平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」及び「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は昭和52年2月1日に農地法第4条に基づいて「地類変換」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和8年2月9日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地</p>

利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。

続きまして、

(3)については、令和8年1月26日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

土地の所在は高谷の2筆、合計面積は1,077平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。

本件に係る転用許可申請等は昭和62年11月20日に農地法第5条に基づいて「中古車置場」を目的に転用許可等がなされております。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和8年2月9日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。

続きまして、

(4)については、令和8年1月29日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

土地の所在は堀之内5丁目、面積は270平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。

本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和8年2月9日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「農地」とし、その他参考事項として、埋め立て、盛土、掘削等

	<p>の形質の変更は行われておらず、通常農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械で再び農地として耕作することは可能であると判断したことから、現況は「農地」と記載した上で回答しました。</p>
議 長	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。</p> <p>議案書の43ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。</p> <p>令和8年2月3日から令和8年2月12日までの間に申請がありました2件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。</p>
議 長	<p>事務局からの報告は以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p>

	<p>これで、令和7年度第12回市川市農業委員会定例総会 を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
--	---

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 太 田 裕 士

委 員 山 野 孝 一
